実施	平成26年度

事務事業事後評価表

≪基本情報≫

事務事業の名称【1】	児童館事業	担当課【2】	子育て支援課
		評価者(担当者)	濱治　裕子
総合計画での位置付け【3】	基本目標(章)	⑤いきいきと暮らせる福祉のまちづくり	重点施策【4】
	主要施策(節)	(3)社会福祉の充実	
	施策区分	(1)子育て支援の充実	☑該当
実施の根拠(複数回答可)【5】	☐市長公約　☐新市建設計画【　　年度予定　:　金額　　千円】 ☑法令、県・市条例等【 児童福祉法、玉名市伊倉児童センター条例　】 ☑その他の計画【　玉名市次世代育成支援行動計画(後期計画)　】　☐該当なし		
事業区分【6】	☑ソフト事業　☐義務的事業　☐建設・整備事業　☐施設の維持管理事業 ☐内部管理事務　☐計画等の策定事務		
会計区分【7】	☑一般会計　☐特別・企業会計【　　】	款 3	項 2　目 5　細目 1

≪事務事業の目的≫

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか)【8】	児童に地域の実情などに合わせ健全な遊びの指導を行い、健康増進及び情操を豊かにすることのほか、子ども会、母親クラブなどの地域組織活動の基地としてその育成指導を行うための地域の拠点が必要とされているため。
対象(誰、何に対して)【9】	児童及びその保護者、母親クラブ等
意図(どのような状態にしたいのか)【10】	児童館は、子どもたちに遊びを保障する活動を行っており、遊びを通して考え、決断し、行動し、責任をもつという自主性・社会性・創造性を身につけるとともにその健康を増進し、情操を豊かにする。

≪事務事業の概要≫

事業期間【11】	☐単年度のみ【　年度】　☑単年度繰返し【 H17　年度から】　☐期間限定複数年度【　年度～　年度まで】	
事業主体【12】	☐国　☐県　☑市　☐民間　☐その他【　】	
実施方法【13】	☑直営　☐全部委託　☐一部委託　☑補助金等交付　☐その他【　】	
事務事業の具体的内容【14】	公立が1館、民間が2館ある。市立伊倉児童センターは平成25年度から運営形態が直営となっている。 民間児童館活動事業として若宮児童館と児童館オレンジキッズ、児童福祉施設併設型民間児童館活動事業として若宮児童館に対して補助を行っている。	⇒ 事務事業を構成する細事業【15】 ① 児童センター運営事業 ② 民間児童館活動事業 ③ 児童福祉施設併設型民間児童館活動事業 ④ 地域組織活動育成事業 ⑤ 児童センター運営審議会事業

≪事務事業実施に係るコスト≫

				H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	%					
		県支出金	66 %	7,520				
		起債	%					
		受益者負担						
		その他						
		一般財源		9,947	19,018	14,811	15,172	
		【16】小計		17,467	19,018	14,811	15,172	0
		[再掲]臨時・非常勤職員人件費(千円)		0	0	0	0	
	職員の人件費	職員人工数		0.10	0.15	0.10	0.10	
		職員の年間平均給与額(千円)		5,685	5,610	5,610	5,610	
		【17】小計		569	842	561	561	
合計				18,036	19,860	15,372	15,733	

≪事務事業の手段と活動指標≫【18】

事務事業を構成する細事業		手段（細事業の具体的内容）	活動指標	単位	H23実績	H24実績	H25実績	H26計画
①	児童センター運営事業	市立伊倉児童センターの管理運営を行う。	年間開館日数	日	297	294	295	295
②	民間児童館活動事業	児童館2館への補助金交付による事業支援を行う。	年間開館日数	日	353	337	337	337
③	児童福祉施設併設型民間児童館活動事業	児童館1館への補助金交付による事業支援を行う。	年間開館日数	日	353	337	337	337
④	地域組織活動育成事業	地域の子育てサークル活動への補助金交付による事業支援を行う。	補助金交付件数	件	1	1	1	1
⑤	児童センター運営審議会事業	運営審議会を開催し、センター運営について審議する。	審議会の開催回数	回	2	2	2	2

≪事務事業の成果≫【19】

成果指標（意図の数値化）		計算方法又は説明	単位	H23目標 H23実績	H24目標 H24実績	H25目標 H25実績	H26目標
1	児童センター及び児童館利用者数	伊倉児童センター、若宮児童館、児童館オレンジキッズの年間延べ利用者数	人	31,288 28,873	30,000 25,468	30,000 28,228	30,000
2							

≪事務事業の評価≫

評価項目		評価の視点	評価	評価の説明
妥当性〈判定〉A	実施主体の妥当性【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	☐ 問題あり ☑ 問題なし	児童健全育成の拠点であり、放課後、長期休暇中の子どもの安全な居場所が失われる。
	目的の妥当性【21】	税金を使って達成する目的か。また、役割が薄れていないか。	☐ 問題あり ☑ 問題なし	
	廃止・休止の影響【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。	☑ 影響あり ☐ 影響なし	
有効性〈判定〉C	目標の達成度【23】	成果指標の目標値は達成できたか。	☐ 達成 ☑ 未達成	児童センターの利用者が増えるような取り組みを運営審議会に諮りながら検討していく。
	成果向上の余地【24】	成果がもっと上がる余地はないか。	☑ 余地あり ☐ 余地なし	
	上位施策への貢献度【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。	☑ 十分 ☐ 不十分	
効率性〈判定〉A	コスト低減の余地【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	
	民間の活用の余地【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	
	執行方法改善の余地【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	
	事業統合の余地【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	
公平性	受益者負担の余地【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	

≪今後の方向性と改善≫

今後の方向性【31】	☐ 拡充して継続　☐ 現状のまま継続　☐ 縮小を検討　☐ 休止・廃止を検討 ☑ 細事業の効率化【 ☑ 改善・見直し　☐ 民間活用　☐ 他事業と統合　☐ 廃止 】
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	児童健全育成の地域における拠点施設としての必要性があり、また、乳幼児から高校生まで継続的な関わりが可能な特性をふまえ、利用者が増える取組みを検討し、活動の充実を促進する。
昨年からの見直し・改善状況【32】	特になし

■評価責任者記入欄■

		評価責任者
評価責任者（課長）の所見【33】	児童センターは平成25年度から直営となったが、事業の拡充等については運営審議会に図りながら検討していく。	中野 幸子